

(1) どのような人が医師の指示の下、診療報酬の点数のつく行為を行うことができるのか、医師の指導の下にという指導というのは具体的にどういうことなのか（網羅的に示してほしい）

(回答)

例えば「I002-2 精神科継続外来支援・指導料」の注2に規定する加算は、医師による支援と併せて、医師の指示の下、保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士が行った場合に算定できる。

医師の指示は、個々の患者に応じて療養生活環境を整備するために必要な支援が異なるため、個別医学的判断によって異なる。

これらの要件は、中央社会保険医療協議会においてその有効性・安全性等について議論され、設定されたものである。

(2) 医師の指導の下に診療報酬の点数のつく行為を行うことができるのは精神保健福祉士のみか、それとも臨床心理士が含まれるか。両者に違いがある場合は、そのような制度になっている背景及び理由について

(回答)

例えば、「I 002-2 精神科継続外来支援・指導料」の注2に規定する加算については、医師の指示の下、保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士が患者又はその家族に対して、療養生活環境を整備するための支援を行った場合に算定ができる。

また、精神科専門療法の中には、「I005 入院集団精神療法」や「I006 通院集団精神療法」など、医師及び臨床心理技術者が行ったものを評価する項目もある。

これらの診療報酬の算定要件については、医療の提供者、保険者、患者の代表などが参加をする中央社会保険医療協議会において疾病に対する治療としての有効性・安全性等について議論され決定されたものである。

(3) 医師が当初の診療計画を立てた場合、当該医師がイメージした治療を受けてほしいと特定の（他の）クリニックを推薦した場合は保険診療の対象となるか

(回答)

例えば、「I004 心身医学療法」については、心身症の患者について、ある保険医療機関において当該保険医療機関に所属する保険医が一定の治療計画に基づいて、身体的傷病と心理・社会的要因との関連を明らかにするとともに、当該患者に対して心理的影響を与えることを評価した項目であり、ご質問の場合については算定できない。

(4) 診療報酬の点数のつく通常カウンセリングと言われるようなものはどのようなものか、また精神療法に当たるようなものとしてどのようなものがあるのか（網羅的に）

(回答)

例えばカウンセリングについては、心身症の患者について、一定の治療計画に基づいて、身体的傷病と心理・社会的要因との関連を明らかにするとともに、当該患者に対して心理的影響を与えることにより、症状の改善又は傷病からの回復を図る治療法を評価した「I004 心身医学療法」がある。

また、精神療法に当たるものとしては、「I001 入院精神療法」や「I002 通院・在宅精神療法」がある。入院精神療法とは、入院中の患者であって統合失調症、躁鬱病、神経症、中毒性精神障害等にのものに対して、一定の治療計画に基づいて精神面から効果のある心理的影響を与えることにより、対象精神疾患に起因する不安や葛藤を除去し、情緒の改善を図り洞察へと導く方法をいう。通院・在宅精神療法とは、入院中の患者以外の患者であって、統合失調症、躁鬱病、神経症、中毒性精神障害等にのものに対して、一定の治療計画のもとに危機介入、対人関係の改善、社会適応能力の向上を図るための指示、助言等の働きかけを行う治療方法をいう。

(5) 現在の認知行動療法とPTSDに係る診療報酬について

(回答)

「I003-2 認知療法・認知行動療法」とは、入院中の患者以外のうつ病等の気分障害の患者に対して、認知の偏りを修正し、問題解決を手助けすることによって治療することを目的とした精神療法をいう。

PTSDとの関係では、犯罪により、うつ病等の気分障害のため、認知療法・認知行動療法を受けた場合には認知行動療法の対象となる。

このようにPTSDの患者に対して医師が医学的判断に基づいて治療を行った場合には、当該患者が診療報酬の算定要件を満たしているのであれば、保険診療の対象になる。